

## 大台町建設工事の準町内業者の認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大台町が発注する建設工事の参加資格を公平かつ公正に処理するため、大台町建設工事に係る一般(指名)競争入札参加資格者名簿に登載された者のうち、準町内業者として認定することについて、必要な要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、「準町内業者」とは、常時契約を締結する事務所として大台町内に建設業法(昭和24年法律第100号)の規定により許可を受けた支店、支社又は営業所(以下「営業所等」という。)を有している業者で、町税を完納している業者をいう。

2 前項に規定する「常時契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、契約締結など契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 準町内業者として認定するに当たり必要な要件は、第4項に規定するものを除き次に掲げるとおりとする。

- (1) 机、事務機器及び什器備品等を備え、看板等の表示が外観上確認できる状態であり、電気、ガス及び上下水道の使用が確認できるなど営業所等の形態を整えていること。
- (2) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。
- (3) 営業所等として、競争入札参加資格者名簿に登録された日から5年を経過していること。かつ、当該期間において、営業所等として請負契約を締結する大台町の公共工事(請負金額250万円以上に限る。)の受注実績を3件以上有すること。ただし、元請負又は一次下請負に限る。
- 2 本社及び営業所等として、過去5年間に大台町の公共工事(請負金額250万円以上に限る。)の受注実績を元請負として3件以上有する者については、前項第3号の規定を免除する。
- 3 前項を満たさないものの競争入札参加資格者名簿に登録された日から3年以上を経過し、営業所等として請負契約を締結する大台町の公共工事(請負金額250万円以上に限る。)の受注実績(元請負に限る。)を3件以上有する者については、本条第1項第3号の規定を免除する。
- 4 本条第1項各号に該当する準町内業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する営業所等と認めないものとする。
  - (1) 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていないとき。
  - (2) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき。
  - (3) 人的な配置がなされておらず、かつ、配置人員が町内の本店などと兼務となっており、不在の状況が頻繁となっているとき。
  - (4) 前項に定める要件を具備しない社員等の自宅又は住居を事務所とするとき。
  - (5) 常時、転送電話の状態や単なる取次ぎ事務や当該事務に伴う連絡員を配置しているとき。
  - (6) 事務所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所又は作業所等であるとき。

(申請)

第4条 準町内業者として認定を希望する営業所等を有する者は、営業所等概要届出書(様式第1号)及び公共料金納付状況報告書(様式第2号)及び工事实績報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(実態調査)

第5条 町長は、第3条第1項の認定要件を満たしているかどうか確認のための実態調査を行うことができるものとする。

2 実態調査は、営業所等概要届出書の項目に基づき現地確認等の方法で行うものとする。

3 第1項の実態調査に協力しない業者及び第3条第4項各号の規定に該当し、町の指導に従わない業者については、第3条第1項の要件を満たしていないものとみなす。

附 則

1 この基準は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する申請については、当分の間、これを受け付けない。

附 則

この基準は、平成28年12月1日から施行する。